

第 6 章 21 世紀のグランド デザイン

1. はじめに

県民の願いである「基地の整理縮小」と連動して沖縄県では、昨年、沖縄のグランドデザインである「国際都市形成構想」を策定しました。この構想の推進により、沖縄を戦後50年余にわたる極東アジアの軍事的拠点から、世界の平和と繁栄のための国際平和交流の拠点へと転換し、日本に求められているアジア太平洋地域の平和と持続的発展への積極的な貢献の一翼を担うことをめざしています。

この構想を具体的に展開するためには、広大な米軍基地の存在が大きな障害となっているため、県は沖縄に存在する全ての米軍基地が2015年までに計画的かつ段階的に返還されるよう基本的な考え方をまとめました。

米軍基地の返還については、第1期から第3期の3段階に区分しています。具体的には、第1期が2001年を目途に、第2期が2010年を目途に、第3期が2015年を目途に返還を求めていくものです。これが「基地返還アクションプログラム」です。

本村においても、こうした沖縄県の具体的な基地返還運動と日米両政府の政治的な動きと連動した形で、SACO（日米特別行動委員会）の最終報告が発表された。その中で村内の3施設が移設条件付きで、返還されるという内容が盛り込まれました。それと同時に発生する返還軍用地転用の推進が重要になってきます。返還軍用地の跡地利用につきましては、本村のむらづくり、生産基盤、産業立地の条件整備の立場から極めて大切なことから、時代の転換期を的確に把握し、将来を見通した大所高所からの知恵と力を結集し、本当に読谷村や沖縄県の為になる状況を創り上げていくことが重要です。又、軍用地地主会をはじめ関係地主会、地域住民とも連携を取りつつ慎重に協議を進めることが大切です。

この項では、本村が平和で豊かな生活が維持向上を目指すことから、暗いイメージの基

地を未来に向けた夢が持てる土地へと転用していくために、将来のグランドデザインである読谷飛行場転用計画などを紹介するとともに、これまでの基地に関連した基地返還要請行動（主に訪米行動）を紹介します。又、沖縄県の策定した「国際都市形成構想」や「アクションプログラム」の一部も資料として紹介します。

2. 読谷村のこれまでの取り組み

21世紀へ希望のもてる平和で豊かな読谷村を築くために本村としても、村民の生命及び財産を守る立場や子々孫々に、二度と再び戦争の悲惨さを体験させない為にも、日米両政府に対し、基地の返還や基地被害の防止などについて繰り返し要請してきました。

山内村長と議会代表はこれまで4回にわたって訪米し、本村最大の課題である読谷補助飛行場を取り戻し、同用地の転用計画に基づく、“黄金の花咲くむら”づくりを押し進めるためアメリカ政府に直訴をしまいいりました。その成果は着実に前進してきています。

私たち村民は、心をひとつにして21世紀に向けての「平和の郷」「自治の郷」の実現をめざしています。

※訪米時の要請文資料3へ（P185）

3. 黄金の花咲くむらづくり

旧日本軍接收用地

読谷飛行場問題解決へ向けて

読谷飛行場は、日本軍によって戦雲急を告げる非常時体制の昭和18年夏以降、19年の暮れにかけて造られた戦時用飛行場であった。それは国家総動員法的社会状況の中で、用地の接收は有無を言わさぬ強制的なものであっ

た。神州不滅を信念とする日本軍は、地主に対する説明会で「戦争を勝ち抜くため」と大義を強調し、「戦争が終われば土地は返す」と口約をした。

沖縄戦は本土防衛の橋として位置付けられ、その遂行のため読谷飛行場は造られた。迫り来る敵軍を意識し、軍人、民間人、学徒等々、大動員による不眠不休、夜を日についての突貫工事であった。それは、まるで戦場そのものであった。

このようにして造られた読谷飛行場であったが、昭和20年4月1日米軍の沖縄本島上陸のその日のうちに、無抵抗のまま米軍に占領され、以来今日まで43年間にわたって米軍基地として使用（一部解放）されてきた。

昭和47年5月15日、戦後27年目にして、沖縄の日本復帰は実現した。ところが、この読谷飛行場の戦後処理問題は、復帰という行政の大転換期にもかかわらず手もつけられないまま、日本政府は米軍から読谷飛行場を引き継ぎ、逆に「国有地」扱いをする手続きと共に、基地として米軍への継続使用を認める措置を取ったのであった。

日本政府は、政府としての立場から戦後処理事案、または復帰処理事案については時を待たずに解決すべきであり、特に接収当時の事情から土地の所有権問題については、多くの疑義を残したまま推移してきた。

復帰後、読谷飛行場用地所有権回復地主会をはじめ、読谷村、読谷村議会は正式に、日本政府と国会及び米軍に対し「戦後処理問題であり、一日も早く解決されたい」との、数限りない陳情・要請を重ねてきた。それはまさに関係者の血のにじむ10年余の訴えであった。

日本政府も、陳情・要請の主旨を受け止め問題解決の姿勢を示したのである。それは直接の当事者である所有権回復地主会の要求通りではないが、政府の立場と地元所有権回復地主会の立場をそれぞれ考慮した「和解案」

ともとれる「開発計画に基づく解決案」が昭和54年6月1日参議院沖特委において沖縄開発庁長官（三原朝雄）によって提示されたのである。

これを受けて、所有権回復地主会は、昭和57年5月に「読谷飛行場転用計画策定会議」を発足させ、読谷村は、昭和58年5月「読谷飛行場転用計画調査報告書」をまとめ、更に昭和59年3月「読谷飛行場転用計画審議会」を発足させ、昭和60年11月「読谷飛行場転用計画答申」を受け、村長はこの答申を「読谷飛行場転用計画」として政府関係機関に提出したところである。

このような経過の中で総理大臣（中曽根康弘）は、昭和61年2月7日「地元の土地利用構想を尊重して対処する」旨、国会（衆議院議長坂田道太）に報告した。ここに戦後処理事案として明確に示されたのである。これに対応すべく読谷村は「読谷飛行場転用基本計画」を策定した。

ちなみに、日本本土における旧軍の飛行場用地の処理はどのように行われたのか、それを知ることは極めて重要なことである。終戦の昭和20年から22年までには処理方法も決まったのであった。その方針に基づいて昭和35年までには約8割が処分されている。そのほとんどが平和利用のための転用、または旧地主に返還されるなど戦後処理がスムーズに進められたのが実情である。

ところが沖縄県（読谷飛行場）においては、米軍の直接統治ということと米軍基地として使用されていることもあって、問題が解決されないまま43年間も年を重ねる結果となった。

一方、読谷飛行場は現在、米軍のパラシュート降下演習場として使用されており、今日まで幾多の事故、事件を引き起こしてきた。周囲は住民地域と農耕地があり、狭くて適当なところではない。

昭和55年（1980）10月9日第445回日米合同委員会は、「訓練場の移設を進めるための特別

作業班」の設置に合意した。これを受けて日本政府関係機関は昭和57年度から昭和62年度まで必要な予算を計上し、移設に向け作業を開始し、今日に至っている。

読谷村は、移設調査と移設準備には一定の時間が必要であるとの判断に基づき、静かにその「時間」の推移を見守ってきた。必要な時間の余裕を十分に与えたつもりであり、また政府機関にあっては移設作業班は進められていると読谷村民は理解している。

さて、読谷飛行場問題の解決の鍵は、法制度の問題（読谷飛行場問題は、戦時下で発生した特殊な問題であり、その解決のための法制度は不十分である）もあるであろうが、それ以前に問題解決にあたる政府関係機関の意識の中に「自分自身の問題」であり、過去の問題でなく「現在の問題」として主体的に問題解決にあたらなければならない、という誠意と責任感、情熱が必要である。それが問題解決の大きな鍵と言えよう。

そのためには、沖縄の歴史上第三の受難と言われている沖縄戦の実相を正しく受け止めることが大切なことであろう。それは今問題となっている読谷飛行場が沖縄戦に向けて造られた飛行場であるからである。

東京から遠く離れた南の島の問題として軽く考えるのではなく、日本国内の日本人の問題として責任と道義心に立って問題解決に取り組まれることが必要であり、既に戦後も43年間経ち復帰後も16年が経過した。接収当時の「精神」に立ってみた場合「これは罪であり恥であり、責任である」という深い認識に立って一刻も早い解決を必要とするものである。

幸いにも去年、復帰15年目にして、紆余曲折はあったか、やっと日本政府、沖縄気、読谷村という行政機関の間に共通の理解ができあがった。それが「読谷飛行場転用基本計画」である。これまでも遠く困難な道程であったが、これからは具体的に一つひとつ詰めてい

く作業であり第二次沖縄振興開発計画期間内に一定の牙出しを軌道に乗せることを目標としている。

戦後処理事案としての読谷飛行場転用基本計画であり、その解決のために法制度が最初から完備されている訳でもないのに、既存の法制度で活用できる分は活かし、活用できない部分については政令改正を求め更に関係機関の意思の疎通を密にし、新しい発想に立って問題解決がスムーズに進展することを期待するものである。

戦後処理問題には、戦中、戦後の人々の血と涙・苦勞と犠牲が凝縮された問題であるだけに、それに関わりを持つ人々の態度は真摯でなければならない。

この基本計画を具体的に進めていく仕事は、まさに世紀の大事業である。今までの暗いイメージ「戦争→抑圧→基地→犠牲→事故、事件→被害」から、新しい21世紀への希望に燃えた明るいイメージ「戦後処理の実現→戦争の鉄鎖・抑圧・苦悩からの解放→夢とロマン・希望と自信」へと変わり、黄金の花咲く拠点形成となるのである。

それだけに困難な問題も予想されるのであるが、地元読谷村内にあっては戦争体験を有する世代と戦後世代を含めて、また、飛行場関係者出身も、その他の方々もそして旧地主関係の所有権回復地主会員も、黙認耕作をしている人々も、全ての村民が心を一つにして、知恵を出し、協力し、理解し合い、“みんなで読谷飛行場の戦後処理をしよう”という心が大切であり、問題解決の鍵となるのである。そのことをお互いに肝に命ずることにしよう。読谷飛行場を造ったのも人間であったが、その跡地に人間の生存と平和のための計画を打ち立て実現させ得るのも、また人間である。

戦場への道は長く凄惨であった。戦争は人間性を喪失させ理性を失わせるものである。壮絶な闘いが終わってあと、焦土の中から人間の理性と知性の芽が再び回復し始めた。

我々はこの体験を通して尊いものを学んだ。
人間の理性と知性を失わすことのない平和創造の努力を怠ってはならない。

1) 読谷飛行場の将来像

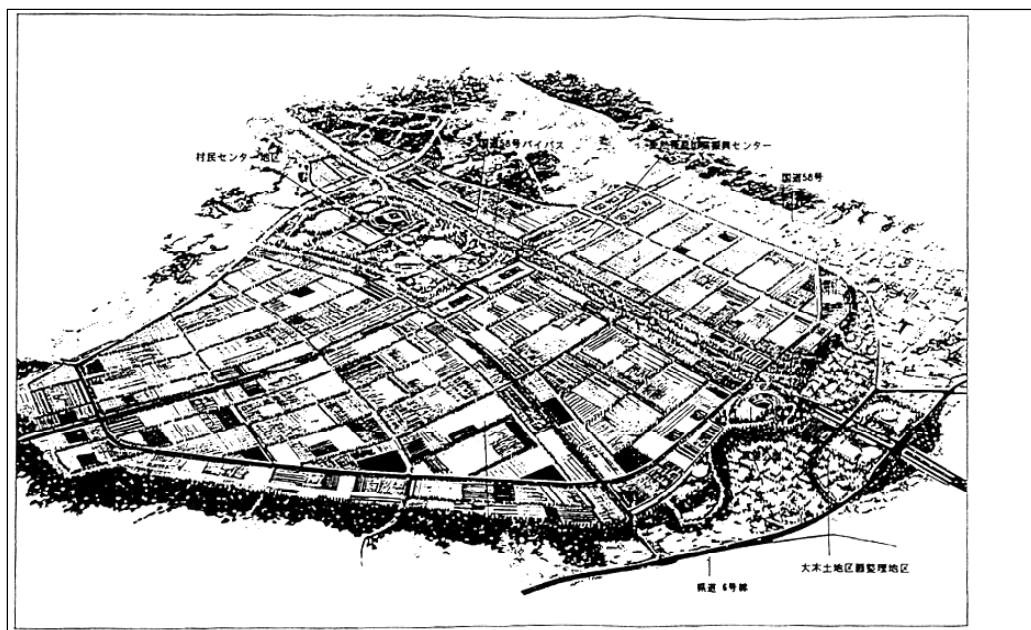
黄金の花咲くむらづくり拠点

読谷飛行場用地は、読谷村第一の平野である。この平野は戦時中日本軍の臨戦飛行場として接収され、「戦争が終われば土地は返す」と説明が行われた。今、それが、やっと果たされようとしている。

この用地を器として、21世紀に向けた新しいむらづくりが歩み始めるのである。それは、戦争に打ちひしがれ、基地の重圧に吟味してきた村民の未来に対する夢と希望の実現であり、子孫に対し、より文化的に、より平和的に生きんとするむらづくりの実践の場所である。

更に、21世紀の歴史の批判に耐え得るむらづくりの拠点として、沖縄の亜熱帯農業の黄金の花を咲かせ、かつ公共公益施設を位置付け、人々の英知を結集し、従来の発想を越えた人間の夢とロマンを実現する中心地域となる場所である。

図 1-1 黄金の花咲くむらづくり拠点



2) 跡地利用計画の推進状況

読谷飛行場は土地の帰属をめぐって国会審議がなされてきたが、この経過を踏まえて読谷村は昭和62年に「読谷飛行場転用基本計画」を策定し、沖縄県においても平成4年に「読谷飛行場地域開発整備基本計画（案）」を取りまとめている。この計画に沿って、平和の森球場（野球場・多目的グラウンド・大駐車場）、総合福祉センター、伝統工芸センター（花織会館）、体育館、行政センター、（村役場：議会棟）等を既に整備しており、今後、文化センターの建設が進んでいる。

又、平成8年10月には国、県、村で構成する「読谷飛行場跡地利用促進連絡協議会」が設置され、跡地利用実現に向けた取り組みが開始されている。尚、SACOの最終報告において、読谷飛行場は平成12年度末を目途に返還することが合意されている。

3) 黙認耕作地の解決方向

特殊な事情として黙認耕作地問題があるが、官房長官の私的諮問機関である「沖縄米軍基地所在地市町村に関する懇談会」の提言において「読谷飛行場跡地利用促進連絡協議会での合意形成のため国としても協力すべきである」という方向が示された。

読谷飛行場跡地利用計画の策定の経緯

時 期	事 項
・ 昭和51年 2月14日	・ 「読谷飛行場用地所有権回復地主会」が結成され、政府関係機関に対し所有権回復を求める運動が開始。
・ 昭和54年 6月	・ 三原沖縄開発庁長官は「読谷の旧軍買収国有地は所有権問題はまだ解決していません。沖縄振興開発特別措置法でこの問題に取り組むことができないか。県なり市町村で開発計画を明確に出していただくことができればその運用で処理させていただく」と参議院沖特委で答弁。
・ 昭和60年 3月	・ 第102回衆議院決算委員会は「沖縄県読谷村内の国有地問題は未だ解決していない。政府は沖縄県の国有地の現状に配慮し、早急にその利活用が図られるように努めるべきである」と決議する。
・ 昭和61年 2月 7日	・ 中曽根総理大臣は第102回参議院決算委員会の決議に対し「沖縄県読谷村内の国有地については、沖縄振興開発にとって貴重な財産と考えられるので、その利活用に当たっては、地元の土地利用構想を尊重しつつ沖縄振興開発特別措置法の趣旨を踏まえて、対処してまいる所存である。」と国会へ報告する。
・ 昭和62年 7月20日	・ 国会の審議を踏まえ、読谷村は「読谷飛行場転用基本計画」を策定する。 ・ 沖縄県は、「読谷飛行場転用基本計画」をベースにした「読谷飛行場地域開発整備基本計画（県案）」を取りまとめた。

4. 現在の沖縄県・読谷村を取りまく動き

1) SACOの最終報告

近年、沖縄の反基地・平和運動や基地返還要請行動等の高揚する情勢の中で、知事の代理署名拒否を代表とする一連の沖縄側からの告発は日米両政府は大きく揺さぶり全国へ多く影響を及ぼしました。この世論の動きに対して日米両国政府は、1995年11月に「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO－The Special Action Committee On Okinawa）を発足させ、沖縄の米軍基地を整理縮小するための作業が精力的に進められました。そして、日米間の努力の結果、1996年12月、日米安全保障協議委員会で、「沖縄に関する特別行動

委員会」（SACO）の最終報告が承認されました。

このSACOの最終報告において、沖縄県がこれまで強く要請してきた普天間飛行場の全面返還を含む10施設、約5,002ha（共同使用部分を除く）の土地返還が合意されました。

読谷村においても、読谷補助飛行場・楚辺通信所・瀬名波通信施設が最終報告で提示されました。しかしながら、SACOの最終報告に盛り込まれた施設のほとんどの返還が、県内の既存の施設・区域への移設が前提となっており、本村でも最終報告を受けた予定返還基地の読谷補助飛行場は伊江島補助飛行場へ、楚辺通信所はキャンプハンセンへ、瀬名波通信所はトリイ通信施設へとどちらも移設条件の返還でありました。

これは県民の長年の苦悩や抑圧を全く無視するものであり、県民を差別し、軍事的植民地状態を継続させようとする許し難いものがあります。

SACOの最終報告で返還が 合意された施設・区域		
普天間飛行場	481ha	移設条件付き返還
北部訓練場	3,987ha	
ギンバル訓練場	60ha	移設条件付き返還
楚辺通信所	53ha	移設条件付き返還
読谷補助飛行場	191ha	移設条件付き返還
キャンプ桑江	99ha	移設条件付き返還
瀬名波通信施設	61ha	移設条件付き返還
牧港補給地区	3 ha	
那覇港湾施設	57ha	移設条件付き返還
キャンプ瑞慶覧	83ha	

上の表のように、ほとんどの施設の返還が、
県内の施設への移設条件付き返還である

5. 国際都市形成構想（一部）

序／「国際都市形成構想」の背景と政策的意義

「国際都市形成構想」の背景

冷戦終焉のインパクト

- ①冷戦終焉後の構造的変化と新たな国際的課題
 - ・グローバル化の進展
 - ・先進国－途上国間の経済格差の拡大
 - ・世界各地の民族対立や宗教対立等の噴出
- ②ポスト冷戦時代の沖縄基地問題
 - ・新たな地域振興の推進を阻む広大な基地の存在
 - ・騒音、事故等軍事訓練による住民生活への影響
 - ・「民意」に支えられた新たな安全保障体制確立の必要性

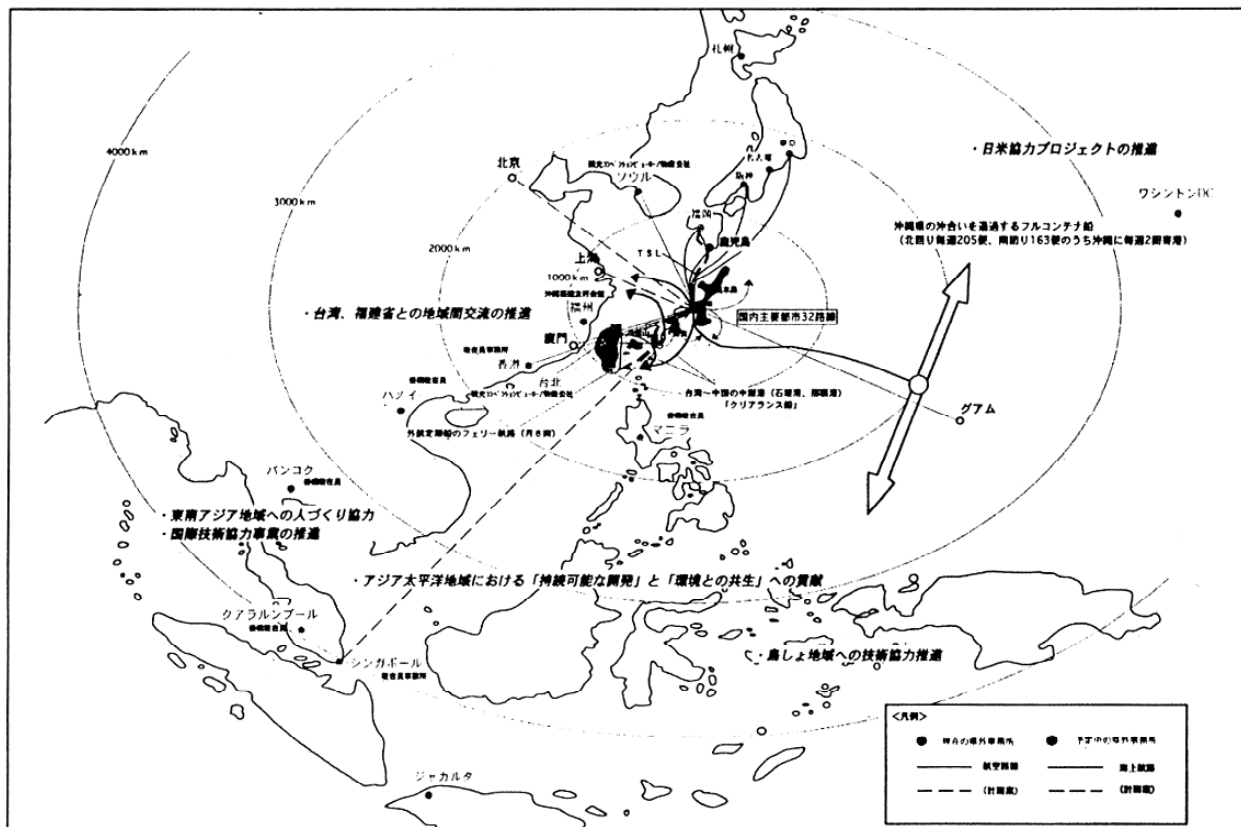
急成長を遂げる近隣アジア諸国の動向

- ①東・東南アジア地域のダイナミックな経済成長
 - ・世界経済の西太平洋圏への重心移動
 - ・世界の成長センターとしての東・東南アジア
 - ・強力な経済発展推進力を秘める華人経済圏
 - ・APECを中心とする太平洋地域における新しい国際協調の動向
- ②アジアの構造変化と推進する地域間交流
 - ・新たな経済交流圏形成の可能性
 - ・アジア経済が地球社会に及ぼす影響の増人

沖縄の目指す「国際化時代の新しい役割」

- ①アジア・太平洋諸国と日本を結ぶ「結節点」
沖縄の「親アジア性」や国際的立地環境等、歴史的・地理的条件の活用
- ②自然特性を生かした「地球環境問題」への貢献
「亜熱帯性」「島しょ性」「海洋性」等の環境特性の活用
- ③多角的交流による「アジアの持続的発展と共生」への寄与
我が国平和外交の一翼を担う「多角的国際交流・協力」の推進

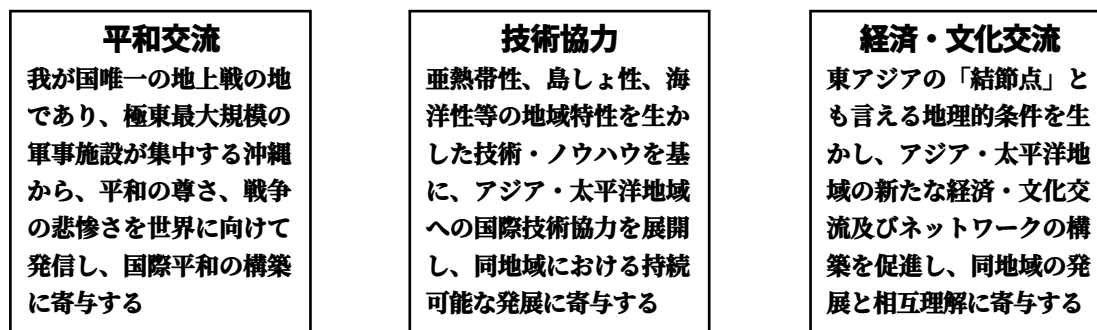
■沖縄を拠点とする国際化プロジェクト／ネットワーク



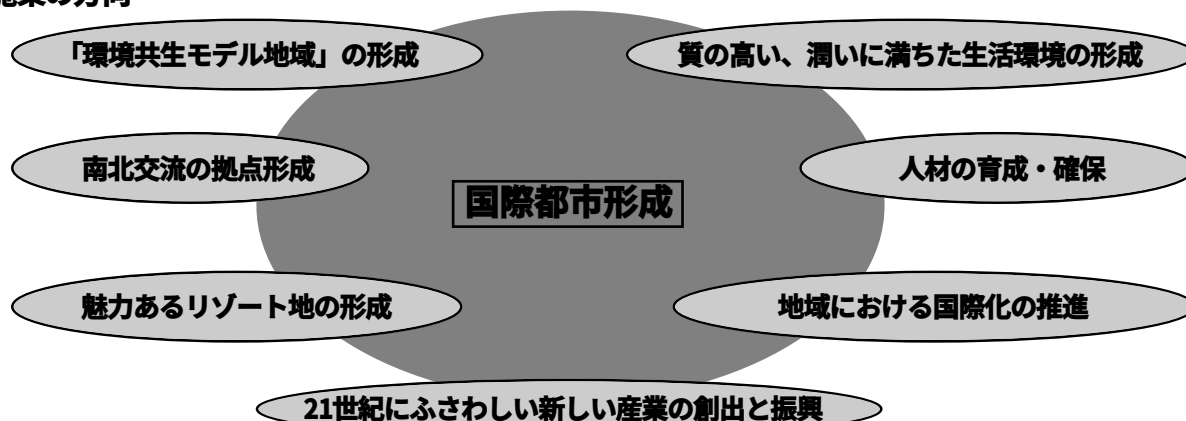
「国際都市形成構想」の理念と基本政策の方向性

「第3次沖縄振興開発計画」では、「我が国の経済社会の発展に寄与する特色ある地域としての整備」という沖縄振興開発の新しい理念が提起され、その具体的方策の一環として、「我が国の南の国際交流拠点の形成」が打ち出された。

「国際都市形成構想」では「平和」「共生」「自立」という理念のもとに、以下の3つの基本方針を柱として、沖縄の自立的発展を図るとともに、アジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域の形成を目指すものである。

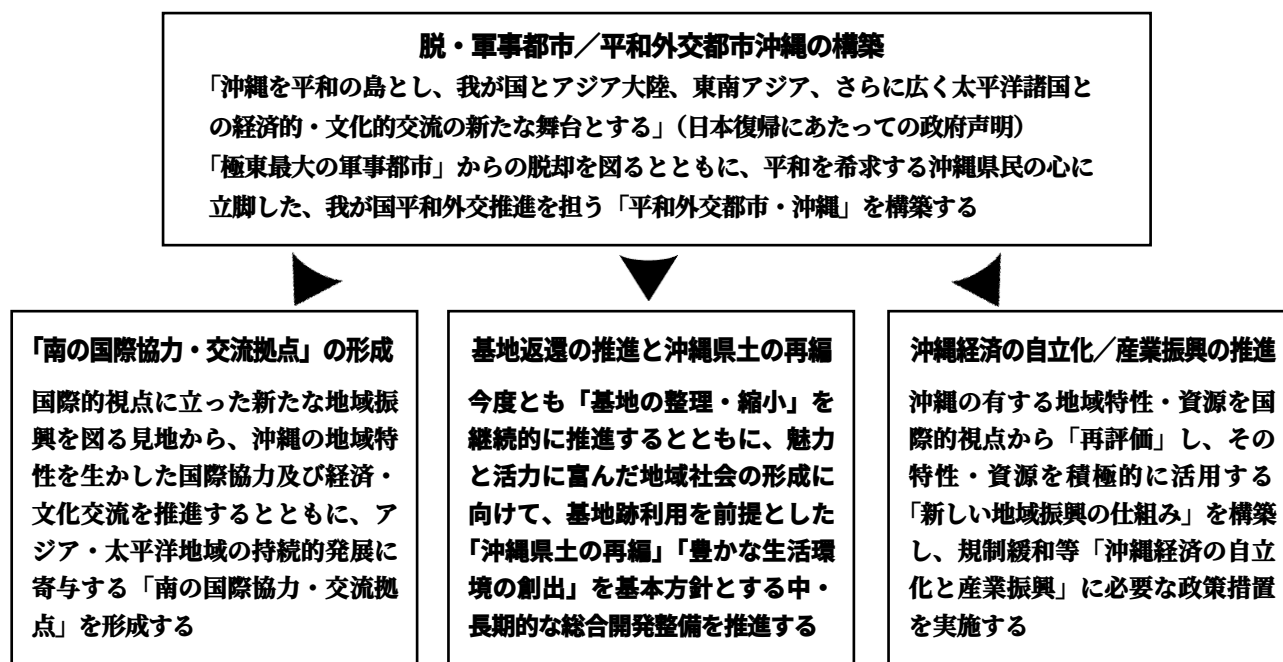


施策の方向



沖縄基本政策の新しい方向性

21世紀・沖縄のグランドデザインの実現に向けて、国際都市形成が提起する新しい政策方針は、以下の通りである。



1. 開発整備の理念と目標

沖縄の県土構造の特性と課題を踏まえ、21世紀への新しい県土づくりの理念と目標を明示し、国際都市形成の視点から「新しい県土構造のあり方」を示す。

沖縄の県土構造の特性と課題

- ①我が国唯一の「島しょ県」
- ②県土の11%を占める米軍基地の存在
- ③貴重な亜熱帯自然環境、歴史的・文化的環境

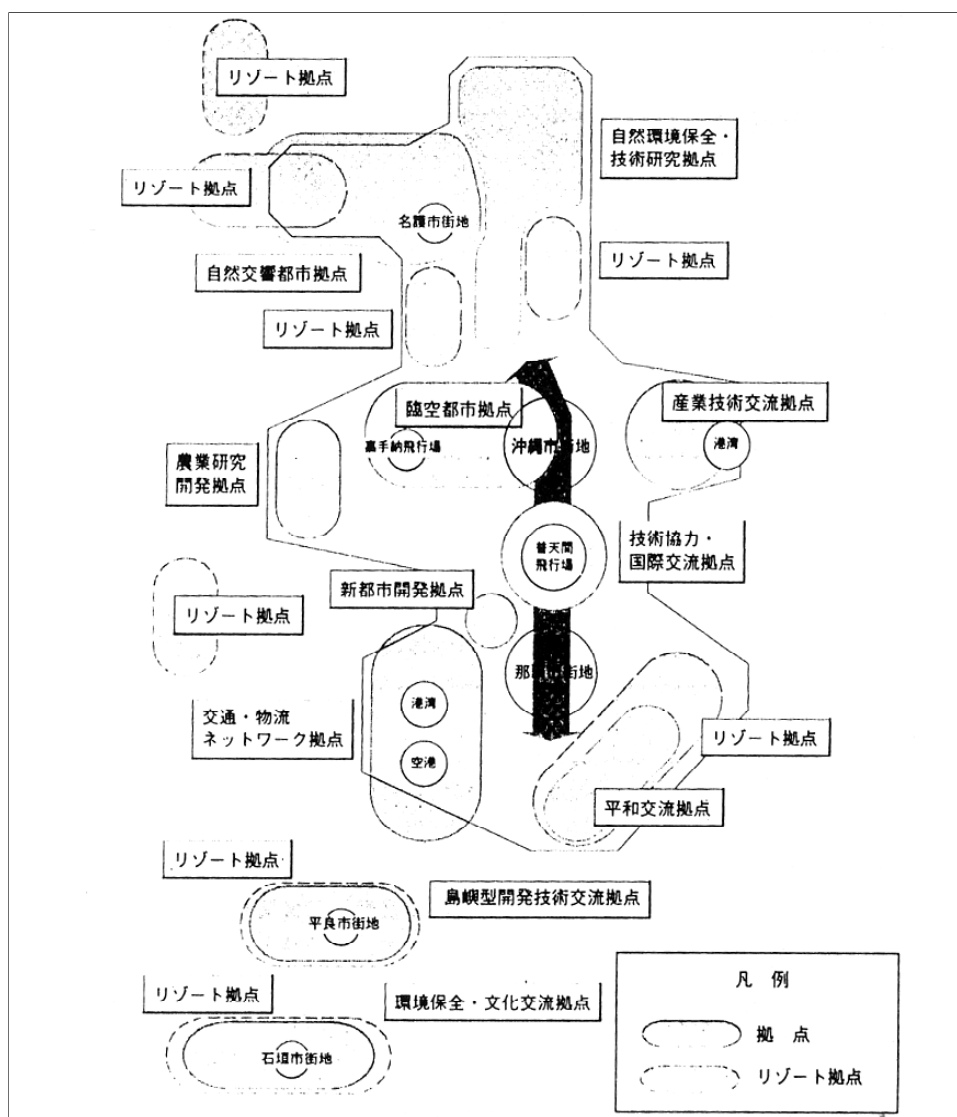
本県と県外を結ぶ基幹交通網の構築として、航空・海上交通ネットワークの整備が不可欠であり、また、高度情報通信網の整備が求められる。広大な米軍基地の存在は様々な構造的歪みをもたらしている。‘基地による歪み’の是正が「県土構造の再編」に不可欠の課題である。美しい海洋環境の保全、世界的に貴重な自然生態系との共生、沖縄固有の歴史的・文化的資産の尊重が極めて重要である。

県土構造再編の理念と目標

- ①「国際的自立ネットワーク型」県土構造の構築
- ②米軍基地の段階的縮小と県土構造への再編
- ③沖縄固有の資源と共生し得る開発手法の確立

基幹交通ネットワーク、高度情報通信ネットワーク等の整備を通じ、那覇一極集中の県土構造を是正するとともに、圏域ごとの社会・経済的自立の推進を旨とする「自立ネットワーク型県土構造」の構築を図る。米軍基地の段階的整理縮小のプログラムを明確にし、基地跡地利用を含む「国際都市形成に向けた拠点整備」と「総合交通ネットワーク整備」の同時最適化を図り、バランスのとれた県土構造を実現する。沖縄固有の資源・環境を最大限に尊重し、これらと共生し得る持続可能な開発手法、自律的開発ルールの確立を実現する。

■新たな県土構造の拠点配置



各圏域の位置づけ／開発整備の理念と目標

沖縄全体を「中南部圏」「北部圏」「宮古圏」「八重山圏」に分け、各圏域の特性と独自の魅力を生かした県土構造の形成を図る見地から、圏域ごとの開発整備の目標を明確にする。

中南部圏

那覇都市圏を中心に様々な産業機能が集積しており、国際都市形成の中核を担う圏域である。

一方で、交通過密問題や住宅市街地のスプロール化等の都市問題が発生し、米軍基地の整理・縮小による「都市構造の再編」が不可欠の課題となっている。

- ・国際都市形成構想の中核を担う「アジアのネットワーク・コア」の形成
- ・沖縄の経済的自立を支えるべき「新産業集積圏」の形成
- ・「平和理念の発信拠点」の形成
- ・基地跡地の利転用と都市構造の改善
- ・離島地域の振興

北部圏

世界的にも貴重な生態系を有するやんばるの森や水源地帯等があり、豊かな自然資産を保全すべき地域となっている。

国際都市形成では、これら自然環境を保全しつつ、名護市を中心とする自立的な圏域を形成し、中南部圏と相互補完的な特性を持つ圏域として整備し、新たな地域振興を推進する。

- ・「国際自然交響都市圏」の形成
- ・名護市を中心とする自立的な産業基盤の形成

先島国際交流圏

独自の個性を持つ宮古圏ならびに八重山圏を「先島国際交流圏」として一体的にとらえ、地域間交流を促進するとともに、「自立ネットワーク型県土構造」の一翼を担う国際的な圏域を形成する。

宮古圏

美しい海に囲まれた隆起サンゴ礁の島であり、また、トライアスロン等のスポーツイベントの推進により、国際的なリゾート地としての発展が期待される。

また、島しょ環境にふさわしいエネルギー、水資源、亜熱帯農業等の技術・ノウハウを生かし、「21世紀型・島しょモデル」の形成を図る。

- ・魅力ある生活文化と島しょ技術を生かした自立的島しょ圏の形成
- 「エコアイランド」の形成
- ・島しょ型開発モデルの形成

八重山圏

個々の島々がそれぞれ個性に富んだ自然環境、歴史的・文化的環境を有しており、国際観光リゾートとしても優れた魅力と可能性を備えている。

また、我が国の南西端として、台湾・中国との交流が盛んな地域であり、八重山圏独自の国際交流ネットワークの形成を推進していく。

- ・環境保全型島しょリゾート地域の形成→「ネイチャーアイランド」の形成
- ・近隣諸国との相互交流促進に向けた新しい国際交流圏の形成

6. 基地返還アクションプログラム（素案）

「基地返還アクションプログラム（素案）」は21世紀に向けた沖縄のグランドデザインである「国際都市形成構想」の目標年次である2015年を目途に、米軍基地の計画的かつ段階的な返還を目指すものである。

「国際都市形成構想」の具体的展開を図るためには、広大な米軍基地の跡地の利用が必要であり、また、返還に当たっては計画的かつ段階的に返還されるよう、県の基本的考え方をまとめ、「基地返還アクションプログラム（素案）」を作成した。

「基地返還アクションプログラム」では、①国際都市形成構想との関連、②これまでの返還要望状況、③市町村跡地利用計画の熟度、④市町村の意向等を総合的に勘案し、米軍基地の返還を第1期から第3期の3段階に区分し、当該期間内で跡地利用計画に基づく事業着手の目途付けができるよう、計画的かつ段階的な返還を求めるものである。

各期間設定の考え方としては、以下の通りである。

第1期の期間：第3次沖縄振興開発計画が終了する2001年を目途に、早期に返還を求め、整備を図る必要のある米軍基地を対象にしている。

第2期の期間：現在、国において作業中の次期全国総合開発計画の想定目標年次の2010年を目途に返還を求め、整備を図る必要がある米軍基地を対象にしている。

第3期の期間：国際都市形成整備構想の実現目標年次の2015年を目途に返還を求め、整備を図る必要がある米軍基地を対象にしている。

返還の期間別施設名一覧表

返還の期間	施設数	施 設 名
第1期 (～2001年)	10	①那覇港湾施設 ②普天間飛行場 ③工兵隊事務所 ④キャンプ桑江（施設一部） ⑤知花サイト ⑥読谷補助飛行場 ⑦天願棧橋 ⑧ギンバル訓練場 ⑨金武ブルービーチ訓練場 ⑩奥間レストセンター
第2期 (2002年～2010年)	14	①牧港補給地区 ②キャンプ瑞慶覧 ③キャンプ桑江 ④泡瀬通信施設 ⑤楚辺通信所 ⑥トリイ通信施設 ⑦瀬名波通信施設 ⑧辺野古弾薬庫 ⑨慶佐次通信所 ⑩キャンプ・コートニー ⑪キャンプ・マクトリアス ⑫八重岳通信所 ⑬安波訓練場 ⑭北部訓練場
第3期 (2011年～2015年)	17	①嘉手納飛行場 ②嘉手納弾薬庫地区 ③キャンプ・シールズ ④陸軍貯油施設 ⑤キャンプ・シュワブ ⑥キャンプ・ハンセン ⑦伊江島補助飛行場 ⑧金武レッドビーチ訓練場 ⑨ホワイチビーチ地区 ⑩浮原島訓練場 ⑪津堅島訓練場 ⑫鳥島射爆撃場 ⑬出砂島射爆撃場 ⑭久米島射爆撃場 ⑮黄尾嶼射爆撃場 ⑯赤尾嶼射爆撃場 ⑰沖大東射爆撃場
計	41	